

第77回 人権週間

12月4日木▶10日水

「誰かのことじゃない
誰一人取り残さない社会の実現

問い合わせ 市民課 ☎59-2142

開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

いまだに残る差別や偏見

国連が世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月10日、国際連合第3回総会で、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標なしに基準を国際的にうたつた画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー」と定められています。

国保・後期の方 自己負担額が軽減されます 高額療養費「外来年間合算」の申請を――

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

「基準日」に高額療養費の自己負担限度額区分が「一般」または「低所得」に属する70歳以上（注）で、「計算期間」に外来診療の自己負担額の合計額が「年間上限額」を超える方

年間を通じて高額な外来診療を受けている方の自己負担限度額を軽減する制度です。

対象

（注）自己負担限度額区分
基準日 令和7年7月31日
計算期間 和7年7月31日までの1年間
年間上限額 14万4千円

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日㊱▶16日㊲

問い合わせ 市民課 ☎59-2142

わが国の国民的課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。この期間に、拉致問題やその他北朝鮮による人権侵害について改めて考えましょう。

これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人一人が人権尊重の重要性を改めて認識し、他の人の権利に配慮した行動を取ることが大切ではないでしょうか。「人権週間」を機に、私たち一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、明るく住みよい社会をつくりましょう。

法務省の人権擁護機関では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年（1949年）から毎年、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関などの協力を得て、人権啓発活動を展開されています。



今からみんなで育てます。

小学校にチューリップの球根贈る 命の花を咲かせて 『人権の花運動』

子どもたちが協力して花を咲かせることで、命の大切さや思いやりの心を育てほしいという願いを込めて毎年行っている『人権の花運動』。人権擁護委員らが、10月10日に小学校を訪れ、チューリップの球根392個とプランター、培養土などを贈りました。

あおたけごみ事情 №89

スマホなどの リチウムイオンバッテリーの処分方法――

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101

令和7年4月から、
処分方法が変わっています

- 有害ごみ扱いになります。「資源回収」専用袋（青）に入れて、予約をしてリサイクルセンターへ持ち込んでください。
- リサイクルセンターに持ち込むのが難しい場合、各施設に設置している小型家電ボックスも利用できます。
- ただし、充電器やスマートフォンなどでケースが開いたり、ふくらんだりした状態のものは、必ずリサイクルセンターへ持ち込んでください。



玖波8丁目自治会
・液晶ディスプレイ 1
・掲示板 1
・エアコン 1
・物置 1 など



元町1丁目自治会
・液晶ディスプレイ 1
・冷蔵庫 1
・エアコン 2
・フレームテント など

宝くじ助成金で 整備しました

問い合わせ 市民課 ☎59-2142



スマートフォンやイヤホンなどの充電式の家電は、ほとんどリチウムイオン充電池が使われています。リチウムイオン充電池や、内蔵した小型家電は、劣化や落下、折り曲げなど、強い力が加わると、発熱・発火の恐れがあります。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。 「ひろしま環境の日」一斉行動

12月のテーマ

みんなで携行、マイグッズ!
～シングルユースからリユースへ～

家庭で、職場で、できることからはじめましょう。

環境整備課 ☎59-2154

（注）自己負担限度額区分

基準日 令和7年7月31日

計算期間 令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間

年間上限額 14万4千円

